

自己申告による措置の減免制度（リニエンシー制度）に関する Q&A

- 問 1 措置の減免制度とはどのようなものですか。 1
- 問 2 措置の減免が受けられる不正行為等とはどのようなものですか。 1
- 問 3 過去に措置を受けた者は、措置の減免の対象になりますか。 1
- 問 4 過去に措置の減免を受けた者は、措置の減免の対象になりますか。 1
- 問 5 他の企業が関与した不正行為等を申告した場合は、措置の減免の対象になりますか。 1
- 問 6 措置の減免を受けるには、どこに連絡すればいいですか。また、電話での相談には応じてもらえますか。 1
- 問 7 正式に措置の減免に係る申告を行いたいのですが、申告書などはどのように提出すればいいのですか。また、申告に際して注意すべき点がありますか。 2
- 問 8 措置の減免を受ける場合、不正行為等の申告を行う以外の条件はありますか。 2
- 問 9 措置の減免の手續に係る資料は、日本語以外でも受け付けてもらえますか。 2
- 問 10 申告を行う不正行為等の実施時期や規模、回数について、制限はありますか。 2
- 問 11 複数の企業が関与した不正行為等について、当該複数の企業が別々に不正行為等の申告をした場合、措置の減免はどのように受けられますか。 2
- 問 12 不正行為等の申告を行う前に他の企業による申告状況を確認したいのですが、照会には応じてもらえますか。 3
- 問 13 複数の企業が関与した同一の不正行為等について、共同で不正行為等の申告を行うことは認められますか。 3
- 問 14 措置の減免を受けた旨は、公表されますか。 3
- 問 15 措置の減免後に、過去に行った不正行為等が新たに発覚した場合や、新たに不正行為等を行った場合は、どうなりますか。 3
- 問 16 外務省の自己申告による措置の減免制度（リニエンシー制度）と JICA の措置減免制度は別に適用されるのですか。 3

(制度)

問 1 措置の減免制度とはどのようなものですか。

答 外務省又は JICA からの不正行為等の事実関係に係る照会、逮捕、公訴提起又は行政機関による処分のうち最も早いものの前に、不正行為等に係る申告を行った者に対し、
「[日本国の ODA 事業において不正行為を行った者等に対する措置要領](#)」(以下「外務省措置要領」という。)に基づく措置を免除し、又は所定措置期間を短縮する制度です。

(措置の減免の対象)

問 2 措置の減免が受けられる不正行為等とはどのようなものですか。

答 措置の減免の対象となる不正行為等は、外務省措置要領の別表第 1 及び第 2 に記載されている行為です。具体的には、虚偽記載、粗雑業務、贈賄、不正請求等があります。
(ただし、措置の免除の対象となるのは、外務省措置要領の別表第 2 の第 1 号～第 6 号に記載されている行為に限られます。)

問 3 過去に措置を受けた者は、措置の減免の対象になりますか。

答 対象になります。

問 4 過去に措置の減免を受けた者は、措置の減免の対象になりますか。

答 措置の免除の対象にはなりませんが、措置の期間の短縮の対象にはなります。

問 5 他の企業が関与した不正行為等を申告した場合は、措置の減免の対象になりますか。

答 他の企業が関与した不正行為等のみの申告は、措置の減免の対象になりません。一方、ODA 事業の適正な実施の確保の観点から、不正行為等の情報を得た場合には、外務省の不正腐敗情報相談窓口まで相談をいただけると幸いです。

(申告方法)

問 6 措置の減免を受けるには、どこに連絡すればいいですか。また、電話での相談には応じてもらえますか。

答 まずは、外務省の不正腐敗情報相談窓口(以下参照)に連絡して下さい。後日、担当課室から折り返し連絡し、その後の手続についてご案内します。なお、上記窓口への連絡や相談のみでは、措置の減免に係る正式な申告にはなりませんので、ご注意ください。

連 絡 先：外務省国際協力局政策課

電話番号：03-5501-8357

FAX : 03-3580-4215

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000051.html

問 7 正式に措置の減免に係る申告を行いたいのですが、申告書などはどのように提出すればいいのですか。また、申告に際して注意すべき点はありますか。

答 正式に措置の減免に係る申告を行うには、次の資料を提出する必要があります。（申告書のひな形や宣誓書の記載例は、外務省ホームページからダウンロードできます。）

（ア）[不正行為等に係る申告書](#)（関連資料を含む。）

（イ）申告書で申告した以外の不正行為等を把握していないこと及び今後は不正行為等を行わない旨の宣誓書

（ウ）改善措置を策定・報告（不正行為等の申告から3週間以内）し、措置の減免後にもその実施状況に係る報告を行う旨の宣誓書

上記資料は、外務省国際協力局政策課内の不正腐敗情報相談窓口に持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。

問 8 措置の減免を受ける場合、不正行為等の申告を行う以外の条件はありますか。

答 不正行為等の申告から3週間以内に改善措置（再発防止策）の策定・報告をしていたくとともに、措置の減免後は、改善措置の実施状況に係る報告を最低年1回3年間行っていただく必要があります。理由なく実施状況に係る報告が行われないうときは、措置の減免を取り消します。

問 9 措置の減免の手続に係る資料は、日本語以外でも受け付けてもらえますか。

答 英語のみ可能です。ただし、その内容によっては、外務省からその翻訳を依頼することがあります。

問 10 申告を行う不正行為等の実施時期や規模、回数について、制限はありますか。

答 制限はありません。

（複数の企業間での申告順位・複数企業の共同での申告）

問 11 複数の企業が関与した不正行為等について、当該複数の企業が別々に不正行為等の申告をした場合、措置の減免はどのように受けられますか。

答 複数の企業により不正行為等が行われた場合、不正行為等の申告を最初に行った者に対してのみ措置の免除の検討を行います。また、2番目以降に不正行為等の申告を行った者については、その不正行為等の申告を行った順番を考慮して、措置の期間の短縮の検討を行います。

問 12 不正行為等の申告を行う前に他の企業による申告状況を確認したいのですが、照会には応じてもらえますか。

答 不正行為等の申告に係る内容は、原則として外部に開示しないこととしていることから、他の企業による申告状況については、照会に応じかねます。

問 13 複数の企業が関与した同一の不正行為等について、共同で不正行為等の申告を行うことは認められますか。

答 可能です。その場合には、各企業が同時に申告したものとして受領します。

(措置の減免後の取扱い)

問 14 措置の減免を受けた旨は、公表されますか。

答 措置の減免を行った旨の公表(報道発表や外務省 HP への掲載等)はしません。ただし、必要性及び相当性が認められる場合に限り、措置の減免を受けた者及び不正行為等の概要について関係機関に情報提供する場合があります。

問 15 措置の減免後に、過去に行った不正行為等が新たに発覚した場合や、新たに不正行為等を行った場合は、どうなりますか。

答 措置の減免に係る申告に当たっては、申告者が把握している我が国の ODA 事業における不正行為等のすべてについて、その内容(事業等の内容、不正行為等を行った時期を含む。)を記載することが求められます。また、申告した以外の不正行為等を把握していないこと、及び今後は不正行為等を行わないことを宣誓することが求められます。

このため、措置の減免を受けた後に、不正行為等が新たに発覚した場合や、新たに不正行為等を行った場合、その宣誓に反したものとして、減免した措置の期間を2倍に延長した期間又は新たな不正行為等で適用される措置の期間を2倍に延長した期間のうち、最も長い期間(36 か月を超える場合は36 か月)の措置が適用されます。ただし、不正行為等の発覚のきっかけが不正行為等の申告のときは、この限りではありません。

(JICA との調整)

問 16 外務省の自己申告による措置の減免制度(リニエンシー制度)と JICA の措置減免制度は別に適用されるのですか。

答 不正行為等の申告が行われたときは、必要に応じて、JICA に情報共有を行うとともに、その対応について、JICA と協議を行います。